

【新購買システム】

【参考資料】AribaNetworkにて合意する契約書について

2022年12月

株式会社NTTデータ コーポレート統括本部 プロキュアメント部

AribaNetworkで合意する契約書について

AribaNetworkを用いた発注において、Ariba画面項目と契約書本文との間で重複する項目がある場合、「AribaNetworkに関する利用条件（※1）」の第7条の定めにより、Ariba画面項目が優先となります。

契約書に以下の項目が含まれていると双方の認識齟齬の原因となるため、予め該当項目を除いた契約書でバイヤとご調整をお願いいたします。記載がある場合は、購買審査時に削除する場合がございますのでご了承ください。**ただし、バイヤとサプライヤ間で調整いただいた条文に影響を及ぼすことはございません。**

なお、予め不要項目を除いた「Ariba契約条件」の契約書様式のご利用を推進しております。スライド4参照。

削除対象項目	記載例 ※空白や、◇◇・●●等の記号が残っている場合は、欄を削除せず、そのまま発注することもございます。	削除する理由
締結日欄	◇◇年◇◇月◇◇日	•Ariba合意における契約成立日は以下の通り変動するため。 ①サプライヤのオーダー確認日 ②オーダーから10営業日以内にオーダー確認が行われない場合はオーダー日
甲乙押印欄	(甲) 署名 (乙) 署名	•オーダー確認が記名押印の代替となるため。 •記載誤りが発生した場合に修正が出来ず、変更契約の手続きが必要となるため。
契約番号欄	契約番号 または オーダー番号/ID : (◇◇)	•オーダー時に採番される都合上、記載ができないため。
甲乙欄	甲 : ●● (以下、「甲」という。) 乙 : ●● (以下、「乙」という。)	•Ariba画面項目が優先となり、記載の必要がないため。
契約要綱	契約件名 本業務の形態 等	•Ariba画面項目が優先となり、記載の必要がないため。
書面締結文言	本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。	•契約成立方法が書面締結ではなく、Aribaオーダーによるため。

(※1) AribaNetworkに関する利用条件

https://www.nttdata.com/jp/ja/-/media/nttdatajapan/files/about-us/proc/purchasing/ariba_network_02.pdf

【参考】契約書データの修正イメージ

修正イメージは以下の通りです。修正後のイメージは案件毎に異なります。

<修正前>

委託取引契約書

書面締結用様式

赤枠削除

・甲：●●（以下、「甲」という。）
・乙：●●（以下、「乙」という。）

甲と乙とは、甲が乙に委託する業務（以下、「本業務」という。）に関し、次のとおり契約（以下、各別紙を含め「本契約」という。）を締結する。

1. 契約件名：●●
2. 契約番号 または オーダー番号/ID：(◇◇)

本業務の内容（業務委託内容）、注文金額（業務委託料）、本契約の有効期間（納期）、納入物の有無、納入物の名称等は、上記契約番号等の別添の注文書のとおり。

3. 本業務の形態（下記□にレ点にて示された契約形態とする。）
□本業務は、準委任の形態にて実施されるものとし、第19条（契約不適合）の規定は適用されないものとする。
□本業務は、請負の形態にて実施されるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

◇◇年◇◇月◇◇日

(甲)
●●
(契約代行者)
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
エヌ・ティ・ティ・データ・マネジメント・サービス株式会社
購買事業部長

(乙)
◇◇

<修正後（あるべき姿）>

委託取引契約書

Ariba合意用に不要項目を削除したもの

甲と乙とは、甲が乙に委託する業務（以下、「本業務」という。）に関し、次のとおり契約（以下、各別紙を含め「本契約」という。）を締結する。

1. 本業務の内容（業務委託内容）、注文金額（業務委託料）、本契約の有効期間（納期）、納入物の有無、納入物の名称等は、上記契約番号等の別添の注文書のとおり。

第1条（総則）
1. 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 業務委託料には、梱包費用、輸送費、保険料その他本契約の履行にかかる一切の費用を含むものとし、それらの費用はすべて乙が負担する。
3. 本契約の変更については、甲乙別途協議の上、書面により合意して行うものとする。なお、乙は、正当な理由なくして甲の変更の申し出を拒むことはできない。
4. 別紙3に定める特約は、本契約で運送に関する業務を委託する旨定めるときに限り適用されるものとする。
5. 甲及び乙は、本契約において書面による通知や交付等を行うことを義務づけられるものについて、書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を網羅した電磁的方法による通知や交付等を行うことができる。但し、第10条（危険負担）、第30条（権利義務の譲渡等）、第34条（契約解除）及び第35条（甲の解除権）についてはこの限りではない。

第2条（仕様）
1. 乙は、甲が別途定める仕様書、図面、技術資料その他の関係資料（以下、「仕様書等」という。）に基づき本業務を実施するものとする。
2. 乙は、仕様書等に疑義を生じた場合、直ちに甲に通知するものとし、甲は、速やかにその対応措置を決定し乙に通知するものとする。
3. 甲は、仕様書等を変更する必要がある場合、乙と別途協議の上書面による通知をもって仕様書等を変更することができる。なお、これに伴い本契約の内容を変更する場合には、甲乙別途協議の上、第1条（総則）の定めに従って変更するものとする。

第3条（事前確認）
1. 本契約において納入物を納入する旨定められた場合、乙は、甲に納入物を納入する前に、納入物が第2条（仕様）にて規定する仕様書等に合致するかどうか甲の確認（以下、「事前確認」という。）を受けるもの

第4条（納期）
1. 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 業務委託料には、梱包費用、輸送費、保険料その他本契約の履行にかかる一切の費用を含むものとし、それらの費用はすべて乙が負担する。
3. 本契約の変更については、甲乙別途協議の上、書面により合意して行うものとする。なお、乙は、正当な理由なくして甲の変更の申し出を拒むことはできない。
4. 別紙3に定める特約は、本契約で運送に関する業務を委託する旨定めるときに限り適用されるものとする。
5. 甲及び乙は、本契約において書面による通知や交付等を行うことを義務づけられるものについて、書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を網羅した電磁的方法による通知や交付等を行うことができる。但し、第10条（危険負担）、第30条（権利義務の譲渡等）、第34条（契約解除）及び第35条（甲の解除権）についてはこの限りではない。

第5条（納入）
1. 乙は、第3条（事前確認）第5項により甲から事前確認が終了した旨通知を受けた納入物又は前条第2号により事前確認が終了したとみなされた納入物については、直ちに本契約に定める納品場所へ納入するものとする。
2. 乙は、第3条（事前確認）第6項に基づき事前確認を受ける必要がない納入物について、納期までに、納品場所へ納入するものとする。

第6条（検査）
1. 甲は、前条第1項に基づき納入された納入物につき、数量・毀損の有無等を確認するための検査を行うものとする。
2. 甲は、前条第2項に基づき納入された納入物につき、仕様書等に合致するかどうか、数量、損傷の有無等を確認するための検査を行うものとする。
3. 第1項、第2項いずれの場合であっても、前条に基づき納入物が納入された後7日以内（以下、「検査期間」という。）に、甲が乙に対し不合格である旨書面にて通知しない限り、当該納入物は検査期間の満了をもって検査に合格したものとみなす。
4. 検査の結果、不合格となった納入物については、乙は、自己の責任と負担において、これを引き取り、修補又は交換の上、再度、甲に納入し、再検査を受けるものとする。なお、再検査の手続については、前三項を準用するものとする。
5. この書に帰すべき事由により検査期間内に検査又は再検査（以下、「検査

【参考】Ariba契約条件（一部）

スライド2で記載した懸念をふまえ、予め不要項目を除いた「Ariba契約条件」の契約書様式をご用意しております。AribaNetworkを用いた発注の場合、バイヤから提示する可能性がありますので、積極的にご活用ください。

<Ariba物品購入契約条件>

Ariba 物品購入契約条件

- ・発注者：以下、「甲」という
- ・受注者：以下、「乙」という

第1条（総則）

1. 乙は、物品（以下、「契約物品」という。）を甲に売り渡し、甲は、契約物品を買い受けるものとする。
2. 本契約において定める単価及び契約金額には、別段の定めがない限り、梱包費用、輸送費、保険料その他本契約の履行にかかる一切の費用を含むものとし、それらの費用はすべて乙が負担する。
3. 本契約の変更については、甲乙別途協議の上、書面により合意して行うものとする。なお、乙は、正当な理由なくして甲の変更の申し出を拒むことはできない。
4. 甲及び乙は、本契約において書面による通知や交付等を行うことを義務づけられるものについて、書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を網羅した電磁的方法による通知や交付等を行うことができる。但し、第7条（危険負担）、第15条（契約解除）、第16条（甲の解除権）及び第19条（権利義務の譲渡等）についてはこの限りではない。

第2条（契約の成立）

本契約は、甲乙両当事者の権限ある者による記名・押印又は署名が完了した時、成立するものとする。

第3条（納入）

乙は、契約物品を、納期までに、甲の指定する場所に納入するものとする。

第4条（受入検査）

1. 甲は、契約物品の納入後、10日以内（以下、「検査期間」という。）に、物品の数量、外装の損傷の有無、動作状況等について甲が定める検査方法により受入検査を行うものとする。
2. 前項の受入検査に合格した場合は、甲はその旨を乙に通知するものとする。

めた場合は、最終の契約物品の給付完了日から起算して1年以内とする。）に乙に通知したときは、乙は、自らの負担と責任で、甲の定める期日までに、甲の選択に従って、その契約不適合の修補、代替物の納入又は不足分の納入その他の甲の選択する方法により履行を追求するものとする。なお、乙が第三者をしてその契約不適合を修補する場合には、事前に甲と協議をするものとする。

3. 甲が前項の通知をしたにもかかわらず、甲の定める期日までに履行の追完がない場合、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。
4. 前二項の定めにかかわらず、甲は、契約不適合の履行の追完の請求をすることなく契約金額の減額を請求することができる。
5. 第2項乃至第4項の定めは、第15条（契約解除）又は第16条（甲の解除権）による解除権の行使及び第17条（損害賠償）による損害賠償の請求を妨げない。

第9条（部品の確保）

乙は、契約物品の給付完了日から起算して8年間は、契約物品の保守・修理に必要な部品を確保するものとする。

第10条（技術支援等）

甲は、乙に対して、契約物品の正常な機能を維持するために必要な技術支援、情報提供、研修の実施（以下、あわせて「技術支援等」という。）を求めることができる。技術支援等の具体的な内容は、契約物品毎に甲乙別途協議の上で定めるものとする。

第11条（契約金額の支払）

1. 甲は、毎月末日までに第5条（給付）の給付が完了した契約物品について、契約金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基

<Ariba委託取引契約条件>

Ariba 委託取引契約条件

- ・発注者：以下、「甲」という
- ・受注者：以下、「乙」という

第1条（総則）

1. 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 業務委託料には、梱包費用、輸送費、保険料その他本契約の履行にかかる一切の費用を含むものとし、それらの費用はすべて乙が負担する。
3. 本契約の変更については、甲乙別途協議の上、書面により合意して行うものとする。なお、乙は、正当な理由なくして甲の変更の申し出を拒むことはできない。
4. 別紙3に定める特約は、本契約で運送に関する業務を委託する旨定めたとときに限り適用されるものとする。
5. 甲及び乙は、本契約において書面による通知や交付等を行うことを義務づけられるものについて、書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を網羅した電磁的方法による通知や交付等を行うことができる。但し、第10条（危険負担）、第30条（権利義務の譲渡等）、第34条（契約解除）及び第35条（甲の解除権）についてはこの限りではない。

第2条（仕様）

1. 乙は、甲が別途定める仕様書、図面、技術資料その他の関係資料（以下、「仕様書等」という。）に基づき本業務を実施するものとする。
2. 乙は、仕様書等に疑義を生じた場合、直ちに甲に通知するものとし、甲は、速やかにその対応措置を決定し乙に通知するものとする。
3. 甲は、仕様書等を変更する必要が生じた場合、乙と別途協議の上書面による通知をもって仕様書等を変更することができる。なお、これに伴い本契約の内容を変更する場合には、甲乙別途協議の上、第1条（総則）の定めに従って変更するものとする。

第3条（事前確認）

1. 本契約において納入物を納入する旨定められた場合、乙は、甲に納入物を納入する前に、納入物が第2条（仕様）にて規定する仕様書等に合致するかどうか甲の確認（以下、「事前確認」という。）を受けるものとする。

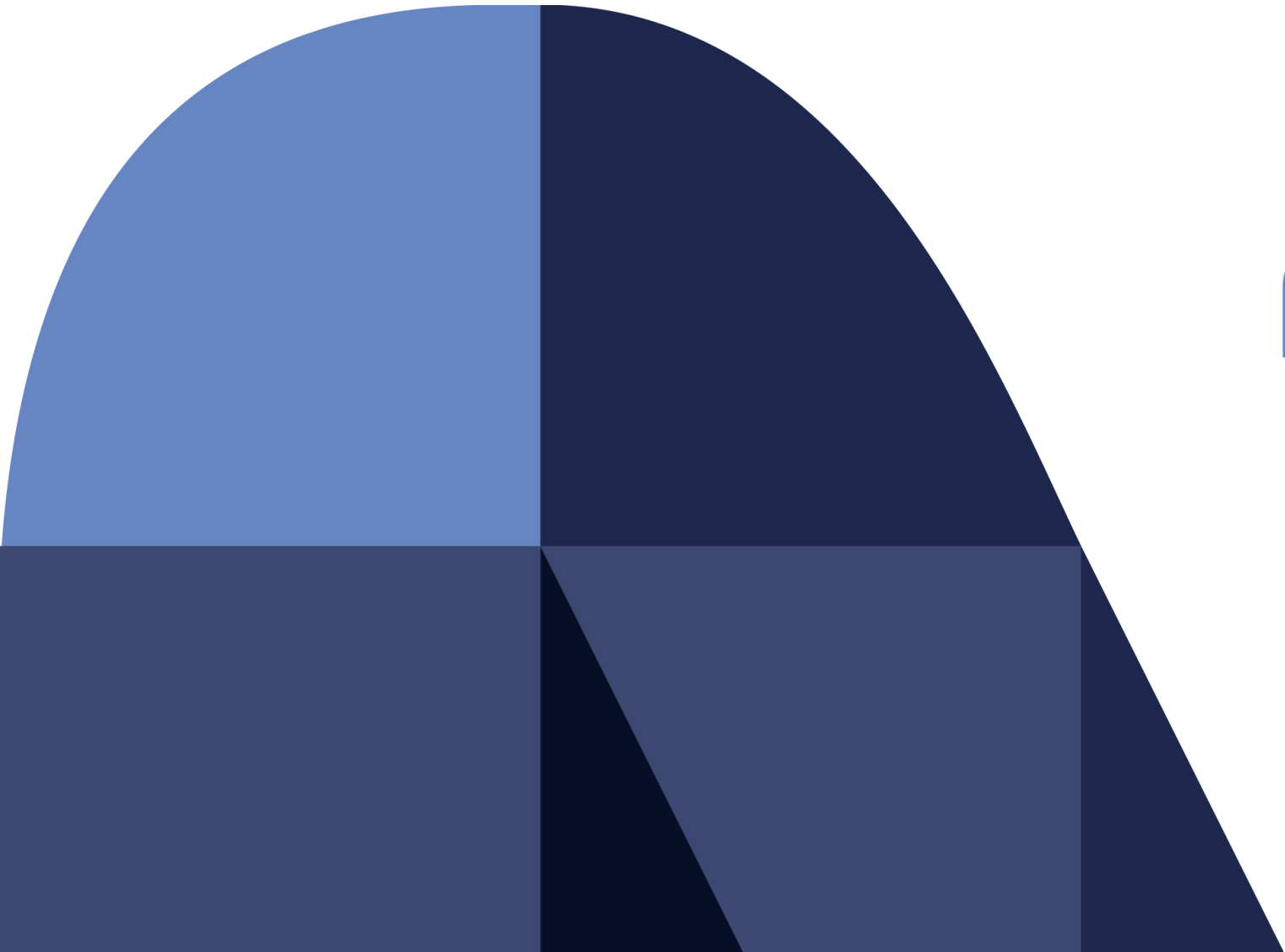
- (3) 甲乙いずれの責にも帰さない事由により本契約に定める納期までに事前確認が終了しない場合、甲乙別途協議の上、その取扱いを定めるものとする。

第5条（納入）

1. 乙は、第3条（事前確認）第5項により甲から事前確認が終了した旨通知を受けた納入物又は前条第2号により事前確認が終了したとみなされた納入物については、直ちに本契約に定める納品場所へ納入するものとする。
2. 乙は、第3条（事前確認）第6項に基づき事前確認を受ける必要がない納入物について、納期までに、納品場所へ納入するものとする。

第6条（検査）

1. 甲は、前条第1項に基づき納入された納入物につき、数量・毀損の有無等を確認するための検査を行うものとする。
2. 甲は、前条第2項に基づき納入された納入物につき、仕様書等に合致するかどうか、数量、損傷の有無等を確認するための検査を行うものとする。
3. 第1項、第2項いずれの場合であっても、前条に基づき納入物が納入された後7日以内（以下、「検査期間」という。）に、甲が乙に対し不合格である旨書面にて通知しない限り、当該納入物は検査期間の満了をもって検査に合格したものとみなす。
4. 検査の結果、不合格となった納入物については、乙は、自己の責任と負担において、これを引き取り、修補又は交換の上、再度、甲に納入し、再検査を受けるものとする。なお、再検査の手続については、前三項を準用するものとする。
5. 乙の責に帰すべき事由により検査期間内に検査又は再検査（以下、「検査等」という。）に合格しない場合、乙は、第33条（損害賠償）に定める損害賠償責任を免れないものとする。



NTT DATA

Trusted Global Innovator